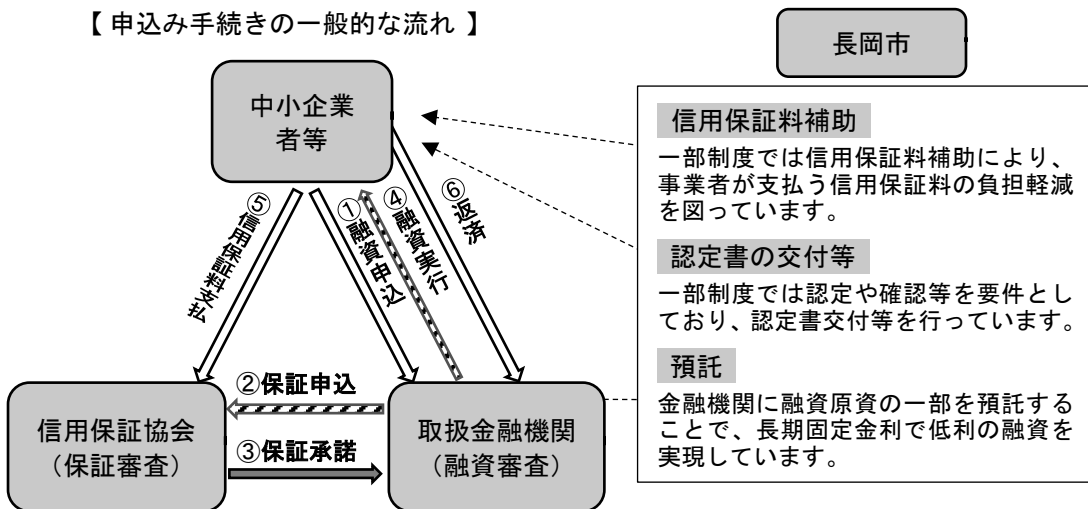


# 金融のしおり

## 長岡市中小企業制度融資とは

長岡市中小企業制度融資は、長岡市が新潟県信用保証協会及び取扱金融機関と協調して行っている制度融資です。全制度で固定金利とし、返済期間を長期に設定しています。また、一部制度では、長岡市が信用保証料を補助しています。

【申込み手続きの一般的な流れ】



## 信用保証制度について

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。なお、信用保証を利用するには、別途信用保証料がかかります。

※信用保証を利用できない業種…農林漁業、金融・保険業の一部、宗教法人など

<信用保証制度についてのお問い合わせ>

新潟県信用保証協会 長岡支店 TEL 0258-35-5714

<長岡市制度融資についてのお問い合わせ>

長岡市商工部産業支援課 TEL 0258-39-2222

※ 融資実行においては金融機関及び信用保証協会の審査がありますので、融資のご相談やお申し込みは各取扱金融機関へお願いします。融資申し込み時には借入申込書及び市税の「未納がない証明」(納税証明書)の提出が必要となります。

## ご利用いただける方

長岡市中小企業制度融資は下記のような中小企業者等を対象としています。制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者をご確認ください。

<中小企業者> (中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号該当者)

下記**資本金**か**従業員数**どちらか一方を満たす法人または個人

業 種	資本金	従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以	100人以下
情報処理サービ	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以	200人以下

<小規模企業者> (中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は同項第2号該当者)

下記の**従業員数**に該当する法人または個人

業 種	従業員数
製 造 業 等	20人以下
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下
事 業 協 同 小 組 合	—
協 同 組 合	20人以下
企 業 組 合	20人以下
医 業 を 主 と する 法 人	20人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

制度名		対象者	資金使途	融資限度額	貸付利率	返済期間	担保及び保証人	長岡市の信用保証料補助	市への事前申請等 (セーフティネット保証等認定含む)
長岡市 地方創生 特別融資	起業創業貸付	市内で事業を営もうとするもの又は市内で事業を開始した後5年未満の中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	5年以内 信用保証付 年1.65% その他は 年1.85% 5年超 信用保証付 年1.85% その他は 年2.05% (※1)	10年以内 (据置1年以内を含む)	取扱金融機関の 定めるところに よる	50%補助	不要
	経営改善貸付 (1企業3回まで)	次の(1)、(2)のいずれかに該当し、市内で事業を営む中小企業者 (1)最近3か月の平均売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの (2)中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当するもの	運転資金 設備資金 (借換も可 (※2))	3,000万円	信用保証付(責任共有外) 年1.8% 信用保証付(責任共有) 年1.9% その他は 年2.2%	9年以内 (据置2年以内を含む)		要	
長岡市小口零細企業保証制度資金		市内で事業を営む小規模企業者 (新潟県信用保証協会の小口零細企業保証制度による信用保証付きとする。)	運転資金 設備資金	2,000万円 (ただし、保証協会の 保証融資残高が 2,000万円以内)	5年以内信用保証付 年1.85% 5年超信用保証付 年2.05%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (据置1年以内を含む)	原則無担保 とし、法人 代表者を除き保 証人は 徴求しない	50%補助	不要
長岡市工場等立地促進資金		工場等の建設又は購入を行う事業者で、次の(1)、(2)に該当するもの (1)指定の業種(製造業、道路貨物運送業、倉庫業など)であること (2)工場等用地の規模が1,000平方メートル以上であること	工場等用地 購入資金 (※3) 工場等建設 購入資金	・工場等用地購入 費用の2/3 ・工場等建設・購入 費用の2/3 (2億円限度)	年2.05%	10年以内 (据置2年以内を含む)	取扱金融機関の 定めるところに よる		要

【取扱い金融機関】

第四北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、リそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合及び商工組合中央金庫の市内本支店並びに一部市外店  
 ※一部市外店は、第四北越銀行：見附支店、今町支店、分水支店、分水中央支店、見附中央支店、今町中央支店、出雲崎支店、片貝支店、小千谷支店、小出支店 大光銀行：見附支店、小千谷支店、吉田支店 長岡信用金庫：見附支店、小千谷支店  
 新潟県信用組合：小千谷支店、見附支店 新潟大栄信用組合：本店 とします。

- ※1 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の提出者については、それぞれ定める利率から0.3%の範囲内で引き下げた貸付利率を適用できます。(別途、金融機関の金利審査があります。)
- ※2 借換は「長岡市中小企業振興資金」、「長岡市小口零細企業保証制度資金」、「長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金(金融機関等が認めた場合)」のみ対象となります。他制度は借換対象外です。
- ※3 用地の売買契約の日から3年以内に工場等の操業を開始するものに限りします。

県制度融資利用時の信用保証料を補助します(長岡市制度融資活用サポート補助金)

新潟県セーフティネット資金(物価高騰等対策特別融資)	信用保証料2分の1相当分給付	※上限30万円
新潟県セーフティネット資金(米国関税対策特別融資)	信用保証料2分の1相当分給付	※上限15万円
新潟県セーフティネット資金(連鎖倒産防止枠)		
新潟県フロンティア企業支援資金	信用保証料3分の1相当分給付	※上限15万円
新潟県事業承継資金		
新潟県事業再生資金		
新潟県経営改善サポート資金		
新潟県魅力ある職場づくり応援資金		

<申請期間>  
 令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)  
 ※令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)に実行された融資が対象

<申請方法>  
 融資実行後に、右記二次元コード(申請フォーム)よりご申請ください。  
<https://logoform.jp/form/P5EF/1484128>



- <必要書類>
- ・当該融資を利用したことがわかる金融機関との「金銭消費貸借契約証書等」の写し
  - ・市税の「未納がない証明」(納税証明書)の写し  
 ※融資申し込み時に取得された県税の未納のないことの証明とは異なりますのでご注意ください。
  - ・新潟県信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」(信用保証料計算書)の写し

※補助対象は事業者が自己負担した信用保証料です。(国・県等の補助分は補助対象外)  
 ※県制度融資のお申し込み・お問い合わせは、県が定める取扱金融機関へお願いします。